

## 7 社会資本整備の推進

### (8) 持続可能な水道システムの構築

#### 国への提案事項

#### 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、持続可能な水道システムの構築に向け、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、料金格差の縮小が必要なため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

#### 2 工業用水道事業の料金算定方法の緩和

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、料金算定にあたっては、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応するための引当金の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金算定を可能とすること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省】

## 7 社会資本整備の推進 (8) 持続可能な水道システムの構築

### 現状／広島県の実況

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
  - 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保するため、平成28年度から県内水道事業の経営組織を一元化する統合に取り組んでおり、令和4年11月、14市町と「広島県水道広域連合企業団」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
  - 広島県水道広域連合企業団に参加していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めるほか、将来の統合への参加に向け、働きかけを継続していくこととしている。
  - 令和元年10月施行の改正水道法では、都道府県には、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定され、国においても、広域連携を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。
- (2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定は、制度で認められた費用以外は算入できず、事業者の自由度がないため、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰などの突発的な環境変化や将来の費用増大リスクを見込んだ料金改定ができない。
- 【料金算定の根拠法令・要領】  
 工業用水道事業法  
 工業用水道料金算定要領

### 課題

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 広島県水道広域連合企業団では、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の計16事業を運営し、会計は事業ごとに区分している。
  - 持続可能な水道システムの構築を目指し、統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めていくためには、多額の費用を要し、小規模な事業になるほど、経営面への影響が大きい。このため、交付金の交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理業務を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
  - 県内水道事業の一元化を進めるためには、まずは県内の市町間で最大3.3倍ある水道料金の格差を縮小していくことが不可欠であり、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充が必要である。

区分	課題解決に必要な財政措置
広島県水道広域連合企業団への 財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金の交付率の嵩上げ</li> <li>・ 交付金の補助対象経費の拡充</li> <li>・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率の嵩上げ</li> <li>・ 繰上償還に係る公的資金補償金の免除</li> <li>・ 公営企業借換債の発行の承認</li> </ul>
料金格差の縮小に向けた財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計繰出金に係る交付税措置における高料金対策経費の制度拡充</li> <li>・ 交付金による料金平準化支援策の創設</li> </ul>

- (2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、突発的な環境変化に対応するための引当金を料金に算入できるようにするなど、実情に応じた料金設定ができるように、料金算定方法の見直しが必要である。